

< 案 >

平成27年度実施施策に係る事前分析表

平成 27 年 6 月
金 融 庁

目 次

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

- 施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 4
- 施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応・・ 5

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・・・・・ 6
- 施策Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・・ 9
- 施策Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・・ 11

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

- 施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 16
- 施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 18
- 施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備・・・・・・・・・・ 19

基本政策Ⅳ 横断的施策

- 施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 施策Ⅳ－２ アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた
政策協調・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備・・・・・・・・・・ 24
- 施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

業務支援基盤の整備のための取組み

分野１ 人的資源

施策１－（１）金融行政を担う人材の確保と資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

分野２ 知的資源

施策２－（１）学術的成果の金融行政への導入・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

分野３ その他の業務基盤

施策３－（１）金融行政における情報システムの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

施策３－（２）災害発生時における金融行政の継続確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策I-1)

| | | | | |
|--|---|--------------|--|--|
| 施策名 | 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 | | 担当部局名 | 監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、検査局総務課、検査局審査課、証券取引等監視委員会証券検査課 |
| 施策の概要 | 金融機関の健全性を確保するため、効果的な金融モニタリング(監督・検査)の実施、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールを整備、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み及びベターレギュレーションの深化を図ることとしている。 | | 目標設定の考え方・根拠 | 我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。 【根拠】 各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日)、金融・資本市場に係る制度整備について(22年1月21日)、「産業競争力強化に関する実行計画」(26年1月24日閣議決定)等 |
| 達成すべき目標 | 金融機関の健全性が確保されること | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | 基準年度 | 目標年度 | | |
| 1 [主要] 各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等) | 26年度各業態の比率 26年度 | 水準維持 27年度 | 当該指標は金融機関の健全性を示すものである。27年度も今年度の水準を維持すれば、健全性が確保されているということが出来るため、指標を設定した。 | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| 2 [主要] 金融モニタリング基本方針の実施状況 | 27年度の金融モニタリング基本方針に基づく金融モニタリングの実施 | 27年度 | 検査局と監督局におけるオンサイトとオフサイトのモニタリングについて更なる質的向上を進め、より効果的・効率的な金融モニタリングを実施していく必要があるため、指標を設定した。 | |
| 3 [主要] 金融機関のリスク管理の高度化 | 金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証 | 27年度 | リスク管理の高度化により、金融機関の健全性に係る問題及び課題を早期に把握することが重要であるため、指標を設定した。 | |
| 4 既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施 | 既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施 | 27年度 | 金融機関の業務や取引が複雑化する中、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す必要があるため、指標を設定した。 | |
| 5 グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督 | ヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証 | 27年度 | グローバルなシステム上重要な金融機関に対し、グループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。 | |
| 6 大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督 | 商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施 | 27年度 | 大規模証券会社グループについては、引き続き、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について連結ベースの計数を用いたモニタリング・分析を行うことが重要であるため、指標を設定した。 | |

| | | | | |
|----|---|---|------|---|
| 7 | 保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督 | 連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施 | 27年度 | 平成26年度実績について、連結ベースのソルベンシー・マージン比率に関して、各社とも保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるとされる200%を大きく上回っており【P】、十分な健全性が確保されているが、引き続きモニタリングを実施し、深度ある分析を行うことが重要であるため、指標を設定した。 |
| 8 | 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備 | 関連告示等の整備 | 27年度 | バーゼル3等の金融システムの安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、これに対応した告示等を整備する必要があるため、指標を設定した。 |
| 9 | 金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップを実施 | 金融機能強化法(震災特例を含む)について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表 | 27年度 | 将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。 |
| 10 | 業界横断の業務継続訓練の実施 | 訓練の実施 | 27年度 | 業界横断の業務継続訓練を毎年度実施することにより、各行の業務継続計画や災害への対応状況を比較し、対応が遅れている銀行の底上げを図るため、指標を設定した。 |
| 11 | 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況 | 金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施 | 27年度 | 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有等が定められていることに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供を行うことが、金融機関の情報セキュリティ対策の向上に資すると考えられるため、指標を設定した。 |
| 12 | 金融行政の質的向上に向けた取組み | 金融行政の質的向上に資する施策の実施 | 27年度 | 27年度において、金融行政の質的向上(ベター・レギュレーションの深化)を図るため、関係者の意見を聴取しながら、検査・監督・企画のそれぞれについて再点検を行い、課題を抽出し、改善策を策定・実施していくため、指標を設定した。 |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|--|---------------------------|
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | |
| (1) 金融機関等検査経費 | 319 (236) | 312 (175) | 303 | 283 | 2 | 銀行法第25条、その他法令に基づき、金融機関の財務の健全性や適切な業務運営等を確保するために実施する検査に必要な経費。 | P |
| (2) 金融検査手法向上経費 | 3 (0) | 3 (1) | 6 | 1 | 2 | 金融検査マニュアルの整備等による金融検査手法の向上や、金融検査に関する情報を周知・広報(パンフレット作成、翻訳等)するため使用する経費。 | P |
| (3) リスク計測参照モデル関係経費 | 22 (23) | 23 (23) | 23 | 23 | 2 | 検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。 | P |
| (4) デジタルフォレンジック関連システム経費 | 6 (8) | 11 (11) | 8 | 5 | 2 | 検査において、電子データで作成された資料を検証する際に活用するデジタルフォレンジック機器等の保守・運用関係経費。 | P |
| (5) モニタリング支援情報整備・活用経費 | - | - | - | 12 | 2 | マイクロ/マクロ・ブルーデンスの両立といった観点を含め、実効性あるモニタリングを実現するために金融機関等から徴求すべきデータの検討や当局の体制の見直しを行うための経費。 | P |

| | | | | | | | | |
|-----|---|--------------|--------------|-----|-----|---|---|---|
| (6) | 自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費 (25年度までは「バーゼルⅡ対応システム関係経費」) | 8 (8) | 5 (5) | 5 | 5 | 4 | 自己資本比率規制において高度なリスク管理計測手法を採用する場合には、当局の承認が必要。当該承認審査の際に金融機関が算出する推計値の適切性を検証するほか、承認後に金融機関から提出される定量データの横断的な比較等に使用するシステムの運用・保守等費用。 | P |
| (7) | 金融機能強化法に基づく資本増強の審査等経費 | 50 (2) | 50 (5) | 51 | 50 | 9 | 金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。 | P |
| (8) | 金融機能強化法(震災特例)に基づく資本増強の審査等経費 | 80 (8) | 80 (-) | 41 | 20 | 9 | 金融機能強化法(震災特例)に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。 | P |
| | 施策の予算額・執行額 | 618 (407) | 569 (306) | 438 | 399 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日) ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26年6月12日) ・G20サンクトペテルブルク・サミット 首脳宣言(25年9月6日) 抜粋(金融規制) <p>61. これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な資本基準(バーゼルⅢ)の実施 ・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えることなく実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p> | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策I-2)

| | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------------|--|---------------|--------------------------------|--|--------|---------------------------|
| 施策名 | 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 | | | | 担当部局名 | 監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局審査課 | | |
| 施策の概要 | 金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めている。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(平成17年4月1日大臣発言)、主要行等向けの総合的な監督指針 等 | | |
| 達成すべき目標 | 金融システムの安定性が確保されること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| 1 [主要] 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備 | 関連告示等の整備 | 27年度 | バーゼル3等の金融システムの安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、これに対応した告示等を整備する必要があるため、指標を設定した。 | | | | | |
| 2 [主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避 | 金融システムの混乱の回避 | 27年度 | 金融システムの安定性を確保するためには、必要な措置等を実施し、金融危機を未然に防止することが重要であるため、指標を設定した。 | | | | | |
| 3 名寄せデータの精度の維持・向上の状況 | 預金保険機構との連携による名寄せデータ整備状況の検証 | 27年度 | 預金等の定額保護下において、万一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合、実際に保護される預金の払戻し等を円滑に行うためには、預金取扱金融機関が精度の高い名寄せデータを日常的に整備しておくことが不可欠であるため、指標を設定した。 | | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| (1) 金融危機管理経費 | 41 (-) | 41 (-) | 42 | 42 | 2 | 預金保険法に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。 | | P |
| 施策の予算額・執行額 | 41 (-) | 41 (-) | 42 | 42 | 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 特になし | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策I-3)

| | | | | | | | | |
|---|--|---------------|---------------|---|------------------------------------|--|--|---------------------------|
| 施策名 | 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 | | | | 担当部局名 | 監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、検査局総務課、検査局審査課、総務企画局政策課総合政策室 | | |
| 施策の概要 | 金融セクター全体に内在するリスクの状況をフォワードルッキングに分析する観点から、グローバルな経済状況や資金の流れ、金融・資本市場や市場参加者の動向、金融機関のビジネス・戦略の動向等についての実態把握に努める。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 国内外の市場動向や金融機関のビジネス動向等を的確に把握・分析し、必要に応じて適切な行政対応を行うこと等を通じて、金融システムの安定を確保・システミックリスク顕在化の未然防止に努める必要がある。 | | |
| 達成すべき目標 | システミックリスク顕在化の未然防止が図られること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| [主要] 1 内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況 | システミックリスク顕在化の未然防止が図られること | 27年度 | | 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の融資・投資動向等の把握・分析を行い、それらが金融機関の財務の健全性等に与える影響等についての認識・分析を深めることが金融システムの安定確保に資すると考えられるため、指標を設定した。 | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| — | — | — | — | — | — | — | | — |
| 施策の予算額・執行額 | — | — | — | — | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

| | | | | |
|----------------|--|--------------------|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> | <p>担当部局名</p> | <p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p> | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。 これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日) ・多重債務問題改善プログラム(19年4月20日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画(22年3月30日)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p> | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成28年6月</p> | |

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
|--------------------------------------|---------------------------|------|---------------|------|--|
| | | 基準年度 | | 目標年度 | |
| 7 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 | 39,218件 | 26年度 | 41,000件 | 27年度 | 金融サービス利用者相談室に寄せられた利用者からの相談件数等を四半期毎に公表を行っている。相談件数は当相談室の稼働状況を示す一つの指標であることから測定指標とし、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、当相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、引き続き相談体制等の充実に取り組む必要があると考える。なお、目標値については、過去数年の受付件数を勘案し設定した。 |
| 8 証券・金融商品あっせん相談センター等における苦情件数 | 629件 | 26年度 | 600件 | 27年度 | 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC(フィンマック))は、株や投資信託、FXなど金融商品の取引に関するトラブルについて、相談・苦情等を受け付け、公正・中立な立場で解決を図る金融商品取引法に基づく金融ADR機関。当機関に寄せられる苦情件数は金融機関における法令遵守態勢の整備状況を示す一つの指標であり、かつ、金融庁とは別の機関が算出する独立した客観的な数値であることから測定指標とした。なお、目標値については、過去数年の受付件数を勘案し設定した。(25年度は975件、24年度は1153件) |
| 9 ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況 | ①4回 ②5回 | 26年度 | ①4回 ②5回 | 27年度 | ①外部の講演へ金融サービス利用者相談室職員を派遣し、当相談室に寄せられた利用者からの相談件数を分析して得られた金融トラブルの傾向等を説明することは、金融トラブルの未然防止等に役立ち、利用者の保護に資すると考えることから、測定指標として選定し、前年度実績を維持し継続して行う必要があると考える。 ②また、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員に対し研修を継続して実施する必要があることから、測定指標として選定し、前年度実績を維持し継続して行う必要があると考える。 |
| 10 金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況 | 2回 | 26年度 | 2回 | 27年度 | 金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行うために、金融トラブル連絡調整協議会の定期的な開催が必要となるため。 23年2月開催の金融トラブル連絡調整協議会において、委員間で半年に1回程度のペースにて開催することについて合意された。 |
| 15 財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数(延べ数) | 1,199 市区町村 | 26年度 | 1,200 市区町村 | 27年度 | 「多重債務問題改善プログラム」において、国は自治体における取組みのバックアップをすることとされていることから、自治体の相談体制の強化を図るため、各財務局に管内自治体の相談員等向けの研修を開催するよう促している。 |
| 測定指標 | 目標 | | 目標年度 | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| 1 [主要] 利用者保護のための制度整備の進捗状況 | 金融商品取引法の一部改正等を踏まえた政府令の整備。 | | 27年度 | | 金融商品取引法の一部改正等の実効性を確保するために、所要の整備を指標として選定した。 |

| | | | |
|---|--|-------------|--|
| <p>2 [主要] 預金取扱金融機関における更なる態勢整備</p> | <p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>3 [主要] 保険会社等における更なる態勢整備</p> | <p>保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を行うとともに、顧客保護と利用者利便の向上の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客保護と利用者利便の向上の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>4 [主要] 金融商品取引業者等における更なる態勢整備</p> | <p>自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化するとともに顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>5 [主要] 貸金業者における更なる態勢整備</p> | <p>必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>資金需要者等の保護が図られるためには、貸金業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>6 [主要] 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備</p> | <p>必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>金融サービスの利用者保護が図られるためには、前払式支払手段発行者及び資金移動業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>11 不正利用口座への対応状況</p> | <p>金融機関において利用停止等の措置を実施</p> | <p>27年度</p> | <p>振り込み詐欺など他人の財産を害する犯罪の被害の防止のためには、金融機関が口座不正利用に伴う利用停止等の措置を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。</p> |
| <p>12 偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況</p> | <p>偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の一層の向上に向けた取組みが重要であることから、そうした取組みを促すよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。</p> |
| <p>13 振り込み詐欺救済法に基づく被害者からの返金申請の状況</p> | <p>前年度より推進</p> | <p>27年度</p> | <p>振り込み詐欺救済法に基づく返金制度の円滑な運用が確保されているかを確認するため、被害者からの返金申請の状況を把握する。</p> |
| <p>14 多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況</p> | <p>相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>「多重債務問題改善プログラム」において、国は相談窓口の周知に努めることとされていることから、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者が相談窓口を確実に認知できるよう、インターネット広告等をはじめとする広報媒体の多様化や、多重債務者相談強化キャンペーンにおける集中的な広報活動等を行うことにより、効果的な広報活動に努める必要があるため、選定した。</p> |

| | | | |
|--|--|-------------|--|
| <p>[主要] 16 無登録業者に対する適切な対応</p> | <p>無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>無登録業者等による未公開株投資詐欺等の被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。</p> |
| <p>[主要] 17 法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応</p> | <p>法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、金融商品取引法27年改正案の内容も踏まえ、適切に対応を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>適格機関投資家等特例業務届出者による法令違反行為や無登録でファンド販売等に係る被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。</p> |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
|----------------------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|------------------------------|--|---------------------------|
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | |
| (1) 貸金業務取扱主任者登録に必要な経費 | 18 (8) | 10 (3) | 7 | 16 | 5 | 貸金業主任者登録を行う際に、申請者の本籍所在地の市区町村及び東京地方検察庁に対し、犯歴照会を行うもの。 | P |
| (2) 貸金業者情報検索サービス運用経費 | 8 (8) | 8 (8) | 8 | 8 | 5 | 金融庁ウェブサイトにおいて、貸金業法に基づき登録を受けている財務局・都道府県登録の貸金業者の登録を検索できるサービス。 | P |
| (3) 検査等一般事務費【再掲】 | - | - | - | - | 15、16 | 金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うもの。 | - |
| (4) 証券取引等監視経費(課徴金調査等経費)【再掲】 | - | - | - | - | 15、16 | 有価証券報告書等の虚偽記載等に係る開示検査や無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うもの。 | - |
| (5) 証券取引等監視委員会一般事務費【再掲】 | - | - | - | - | 15、16 | 海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。 | - |
| (6) デジタルフォレンジック関連システム運用経費【再掲】 | - | - | - | - | 15、16 | 電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)を行うためのもの。 | - |
| (7) インターネット巡回監視システム運用経費【再掲】 | - | - | - | - | 15、16 | インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。 | - |
| (8) 金融サービス利用者相談室職員に対し継続して研修を実施 | 0 | 0.63 (0.25) | 0.432 | 0.505 | 8 | 金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員研修を継続して実施するもの。 | P |
| (9) 金融トラブル連絡調整協議会等の開催 | 0.4 (0.5) | 0.4 (0.1) | 0.4 | 0.4 | 9 | 金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 | P |
| (10) 振り込め詐欺救済法に係る業務に関する経費 | - | 3 (3) | 3 | 3 | 12 | 振り込め詐欺救済法に係る制度の広報の実施。 | P |
| (11) 改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費 | 9 (10) | 9 (4) | 9 | 9 | 13 | 多重債務者相談窓口周知のためのポスター及びブリーフレットの作成及び配布、インターネット広告の実施。 | P |
| 施策の予算額・執行額 | 36 (26) | 31 (18) | 29 | 37 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 特になし |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅱ-2)

| | | | | | |
|--|---|--|--------------------------------------|---|---|
| <p>施策名</p> | <p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> | | | <p>担当部局名</p> | <p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局総務課</p> |
| <p>施策の概要</p> | <p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしている。</p> | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。 【根拠】 「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日)、好循環実現のための経済対策(25年12月5日閣議決定)、日本再興戦略(25年6月14日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2014(26年6月24日閣議決定)、日本経済再生に向けた緊急経済対策(25年1月11日閣議決定)、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律(25年2月26日成立、3月6日公布、3月18日施行)、新成長戦略(22年6月18日閣議決定)、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日)、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(23年1月24日閣議決定)等</p> |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成28年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>基準値</p> | <p>目標値</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価</p> | <p>P</p> | <p>26年度末 積極的評価の割合が前年度(26年度)に比べ上昇</p> | <p>27年度末</p> | <p>地域金融機関の利用者等からの評価を把握し、その後の監督対応に活用していくことが重要であることから、指標を設定した。</p> | |
| <p>2 貸出態度判断D. I.</p> | <p>15</p> | <p>27年3月 前年同期(27年3月)の水準を維持</p> | <p>28年3月</p> | <p>中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握するため、指標を設定した。</p> | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | |
| <p>3 [主要] 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p> | <p>金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組み等の促進</p> | | <p>27年度</p> | <p>各金融機関における金融仲介機能の発揮状況に係る取組みについて、実態把握に努めるとともに積極的な対応を促すため、指標を設定した。</p> | |
| <p>4 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着</p> | <p>「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関等による積極的な活用等の促進</p> | | <p>27年度</p> | <p>「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である。本ガイドラインの積極的な活用により、経営者保証の課題に対する適切な対応を通じてその弊害を解消し、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出されることが期待されるため、指標を設定した。</p> | |
| <p>5 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進</p> | <p>個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進</p> | | <p>27年度</p> | <p>当該ガイドライン及び機構の積極的な活用により、被災者(事業者及び個人)の本格的な事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地域の本格的な復興に資することが期待されるため、指標を設定した。</p> | |

| | | | | | | | | |
|------------|---|--|---------------|---------------|--|------------------------------------|--|---|
| 6 | 金融機能強化法(震災特例含む)の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施 | 金融機能強化法(震災特例を含む)について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表 | | 27年度 | 将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関における金融仲介機能の一層の強化が図られ、地域の信用供与の円滑化に寄与すると考えられるため指標として選定した。 | | | |
| | 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| (1) | 関係機関等との連携強化に必要な経費 | 3 (3) | 5 (3) | 4 | 4 | 1、2 | ・本庁職員が直接各財務(支)局等へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等のきめ細かな実態把握のためのヒアリングを実施 ・当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議へ参加 | P |
| (2) | 地域金融機関による中小企業の事業承継支援等に関する調査・研究に必要な経費 | - | - | - | 18 | 3 | 後継者不足等により事業継続が困難となった中小企業において、その事業承継が大きな課題の1つとなっており、こうした課題等について調査研究等を実施 | P |
| (3) | 個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費 | 633 (145) | 346 (122) | 240 | 203 | 5 | 東日本大震災において被災した個人債務者が私的整理をする際の弁護士費用等の補助(業務費のうち弁護士等の専門家への報酬及び郵送、交通、宿泊に要する費用の補助) | P |
| (4) | 被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費以外) | 42 (33) | 35 (31) | 24 | 20 | 5 | 被災地における、被災者支援策の周知・広報 | P |
| (5) | 被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費(旅費) | 2 (0) | 1 (1) | 1 | 1 | 5 | 被災地における、被災者支援策の周知・広報に係る旅費 | P |
| 施策の予算額・執行額 | | 680 (181) | 409 (169) | 288 | 247 | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定) ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) ・第189回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成27年3月3日) ・第189回国会 参議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成27年3月19日) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日) ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(平成26年6月12日) | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅱ-3)

| | | | | | | | |
|---|--|---------------|--|---------------|------------------------------|--|---------------------------|
| 施策名 | 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 | | | | 担当部局名 | 総務企画局企画課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室 | |
| 施策の概要 | 国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ることとしている。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。 【根拠】 ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) ・「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定) | |
| 達成すべき目標 | 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| 1 [主要] 金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組みの進捗状況 | 平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針の整備 | 27年度 | 金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組みについて、左記の測定指標を選定した。また、その施行に向けて左記の目標を設定した。 | | | | |
| 2 [主要] NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況 | ①NISA関連の税制改正要望提出 ②NISAの周知、広報活動の拡充 | ①、② 27年度 | NISAの普及促進に向けた取組みについて、施策の実施状況を直接的・定性的に評価するために、引き続き「NISA関連の税制改正要望提出」を選定するとともに、新しく「NISAの周知、広報活動の拡充」を追加した。なお、NISAの利用動向の一端を示す口座開設数を引き続き参考指標として選定した。 | | | | |
| 3 金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況 | 金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップ | 27年度 | 金融機関の手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、各金融機関の取組みを継続的にフォローアップしていくことが重要であるため、指標を設定した。 | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | |
| (1) 金融税制調査等経費 | 7 (7) | 7 (7) | 10 | 11 | - | 金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査、及び海外への実地調査 | P |
| (2) 金融税制広報経費 | - | 4 (3) | 4 | - | 2 | NISA等に係る周知・広報 | P |
| (3) NISAに関する広報等経費 | - | - | - | 14 | 2 | NISA等に係る周知・広報 | P |
| 施策の予算額・執行額 | 7 (7) | 11 (10) | 14 | 25 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) ・「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定) | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

| | | | | | | | | |
|--|---|-----------|----------------|-----------|---|---|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>市場インフラの構築のための制度・環境整備</p> | | | | <p>担当部局名</p> | <p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p> | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>店頭デリバティブ取引及び国債取引等に関する決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。 また、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p> | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。 また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】 ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(23年12月26日) ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)</p> | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p> | | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成28年6月</p> | | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | | <p>目標年度</p> | | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | | |
| <p>1 [主要] 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況</p> | <p>店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る</p> | | <p>27年度</p> | | <p>店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上のためには、関係機関等との連携や制度整備を行うことにより市場インフラを構築することが重要であることから、測定指標として設定した。</p> | | | |
| <p>2 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況</p> | <p>国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する。</p> | | <p>27年度</p> | | <p>国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた市場参加者による取組みについて、着実な実施に向けて金融庁が支援するとともに、国際合意に則して清算機関等を適切に監督することが重要であることから、測定指標として設定した。</p> | | | |
| <p>測定指標</p> | <p>基準値</p> | | <p>目標値</p> | | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | | |
| <p>3 [主要] 我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本ベース)の割合</p> | <p>19.0%</p> | <p>26</p> | <p>前年度より向上</p> | <p>27</p> | <p>【測定指標】 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上のための施策の1つとして清算集中義務を導入したことから、我が国における中央清算された店頭デリバティブ取引(想定元本ベース)の割合を測定指標として選定した。 【目標値】 前年度より向上</p> | | | |
| <p>4 [主要] 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率(注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。</p> | <p>100%</p> | <p>26</p> | <p>99.9%</p> | <p>27</p> | <p>【測定指標】 投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率を測定指標として選定した。 【目標値】 システムの安定運用に努めるため、目標とするサービスレベルを99.9%とした。</p> | | | |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
|---|------------------|------------------|---------------|---------------|------------------------------------|--|--------|---------------------------|
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| (1) 店頭デリバティブ取引情報 の蓄積・分析システム関連 経費 | 72 (72) | 52 (51) | 18 | 40 | 1 | 平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステム構築・ 運営を行うもの。 | P | |
| (2) 有価証券報告書等電子開 示システム経費(運用) | — | — | 568 | 568 | 4 | 有価証券報告書等の電子開示システム(EDINET)の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。 | P | |
| (3) 有価証券報告書等電子開 示システム経費(開発) | — | — | 210 | 96 | 4 | EDINETの企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した 開発や検討等を行う。 | P | |
| (4) 有価証券報告書等電子開 示システム整備経費 | 871 (861) | 397 (361) | — | — | 4 | 平成25年9月16日までに稼働していた旧システム(EDINET)の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等 を行ったもの。 | — | |
| (5) 業務・システム最適化計画 に基づく次世代「有価証券 報告書等の電子開示シス テム」の開発に必要な経費 | 806 (806) | 670 (670) | — | — | 4 | 平成25年9月17日に稼働した新システム(EDINET)の整備経費。 | — | |
| (6) 次世代「有価証券報告書 等の電子開示システム」の 運用に必要な経費 | 281 (269) | 615 (549) | — | — | 4 | 平成25年9月17日に稼働した新システム(EDINET)の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。 | — | |
| (7) 制度改正等へ対応するた めの経費 | 14 (7) | 14 (4) | — | — | 4 | 金融商品取引法の企業内容等の開示に係る制度改正等に対応するために、システム改修を行ったもの。 | — | |
| 施策の予算額・執行額 | 2,043 (2,012) | 1,747 (1,634) | 797 | 704 | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日) ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改訂) | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅲ-2)

| | | | | | |
|---|--|-------------|--|---|----------------|
| <p>施策名</p> | <p>市場機能の強化のための制度・環境整備</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総務企画局企業開示課、総務企画局市場課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>「日本再興戦略 改訂2014」において、「総合取引所を可及的速やかに実現する」とされていることを踏まえ、総合取引所の早期実現に向けた取組を行う。 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(平成25年12月25日公表)等を踏まえた必要な制度整備等を継続し、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長の実現を図る。 さらに、「日本版スチュワードシップ・コード」(26年2月26日策定)や「コーポレートガバナンス・コード」(27年6月1日適用開始予定)の普及・定着を促すことを通じて、コーポレートガバナンスを強化し、企業の持続的な成長の実現を図る。 【根拠】 ・『日本再興戦略』改訂2014ー未来への挑戦(平成26年6月24日閣議決定) ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(25年12月25日) ・『責任ある機関投資家』の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(26年2月26日) ・「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(27年3月5日)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成28年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 [主要] 総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況</p> | <p>総合取引所の早期実現に向け、関係者等への働きかけ等を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>市場機能強化のための制度・環境整備の一環として、総合取引所の実現に向けた取組の促進は重要であるため。</p> | | |
| <p>2 [主要] 26年5月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令等の制度整備に係る進捗状況</p> | <p>報告書等を踏まえた必要な制度整備等を継続する。</p> | <p>27年度</p> | <p>新規・成長企業へのリスクマネー供給促進のため、26年5月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令の制度整備を継続する必要があるため。</p> | | |
| <p>3 不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討状況</p> | <p>不動産投資市場活性化に向けた取組について検討を行う。</p> | <p>27年度</p> | <p>市場機能強化のための制度・環境整備の一環として、不動産投資市場活性化に向けた取組の促進は重要であるため。</p> | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|-----------------------|-----------------------|--------------|---|--|------------------------------------|----------|
| 4 | <p>[主要] 「日本版ステュワードシップ・コード」(26年2月26日策定)及び「コーポレートガバナンス・コード」(27年6月1日適用開始予定)の定着に向けた取組みの実施状況</p> | <p>「日本版ステュワードシップ・コード」及び「コーポレートガバナンス・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う。</p> | | | | 27年度 | <p>両コードの普及・定着に努めることは、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すことにつながるため、測定指標として選定した。</p> | | |
| | <p>事務事業に関連する 予算等の項目</p> | <p>予算額計(執行額)</p> | | | <p>当初予算額</p> | <p>関連する 指標</p> | <p>項目の概要等</p> | <p>平成27年 行政事業レビュー 事業番号</p> | |
| | <p>24年度 (百万円)</p> | <p>25年度 (百万円)</p> | <p>26年度 (百万円)</p> | <p>27年度 (百万円)</p> | <p>—</p> | | | <p>—</p> | <p>—</p> |
| | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | | |
| | <p>施策の予算額・執行額</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> | <p>・「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦」(平成26年6月24日閣議決定)</p> | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅲ-3)

| | | | | |
|------------------------------------|--|------|---|--|
| 施策名 | 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 | | 担当部局名 | 証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課 |
| 施策の概要 | 我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、ディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対応を図る。 | | 目標設定の考え方・根拠 | <p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日) 企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月19日) 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) |
| 達成すべき目標 | 投資者保護のための制度・環境の整備等を行うことにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| 1 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策 | 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き、継続的に金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保していくことが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 2 IFRS任意適用の拡大促進 | IFRS任意適用の拡大促進に向けた取組を実施する | 27年度 | 平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において「IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとする」との施策が盛り込まれ、IFRSの任意適用の拡大促進に向けた取組を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 3 [主要] 情報力に支えられた機動的な市場監視の実施 | 機動的な市場監視を実施する。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、市場監視の空白を作らないよう、幅広く情報を収集し、機動的な市場監視を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 4 [主要] 海外当局との必要な連携 | 海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対応することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 5 [主要] 迅速・効率的な取引調査の実施 | 迅速・効率的な取引調査を実施する。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、不正取引に対する迅速・効率的な調査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 6 [主要] 迅速・効率的な開示検査の実施 | 迅速・効率的な開示検査を実施する。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 7 課徴金制度の適切な運用 | 課徴金制度を適切に運用する。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、不正取引及び有価証券の虚偽記載等の違反行為に対して課徴金制度を適切に運用することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 8 [主要] 効果的な犯則調査の実施 | 効果的な犯則調査を実施する。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して厳正で効果的な調査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 9 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携 | 政策課題の発生に応じた自主規制機関と必要な協議・検討を行う。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、様々な政策課題の発生に応じ、自主規制機関と連携して各自規制ルールの見直し等について積極的に協議・検討することが重要であることから、測定指標として選定した。 | |
| 10 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施 | 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する。 | 27年度 | 市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、各市場参加者による自主的な取組によって市場規律が全体として強化されるよう、関係諸団体の意見交換会の実施や証券監視委の問題意識等の情報発信が重要であることから、測定指標として選定した。 | |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---|---------------------------|
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | |
| (1) 企業財務諸制度調査等経費 | 43 (40) | 34 (33) | 30 | 28 | 2 | ・国際会計基準の議論に関する動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。 | P |
| (2) 証券取引等監視委員会一般事務費 | 33 (13) | 23 (9) | 19 | 18 | 3、4、5、 6、8 | ・海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。 | P |
| (3) 証券取引等監視経費 (証券取引審査経費) | 0.3 (0.9) | 0.3 (1) | 0.8 | 1 | 3 | ・金融・資本市場に関する様々な情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不正取引の疑いのある取引について取引審査を行うためのもの。 | P |
| (4) デジタルフォレンジック関連システム運用経費 | — | 40 (47) | 26 | 49 | 3、4、5、 6、8 | ・電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)を行うためのもの。 | P |
| (5) インターネット巡回監視システム運用経費 | — | 21 (12) | 15 | 14 | 3、4、5、 6、8 | ・インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。 | P |
| (6) 情報収集・分析態勢強化経費 | — | — | 17 | 14 | 3 | ・問題事案の早期発見や投資家被害の拡大防止のため、一般投資家等から幅広く情報収集するためのもの。 | P |
| (7) 証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費) | 38 (28) | 47 (24) | 49 | 46 | 4、5、6 | ・相場操縦、内部者取引といった不正取引や有価証券報告書等の開示書類の提出者等に対する調査・検査を行うためのもの。 | P |
| (8) 情報収集・分析ツール運用経費 | — | — | 6 | 7 | 6 | ・効率的かつ効果的な検査を実施するため、検査先の選定等に当たり、多様な情報源から情報を収集するためのもの。 | P |
| (9) 証券取引等監視経費 (犯則調査経費) | 109 (44) | 98 (27) | 86 | 80 | 8 | ・不正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、犯則調査を行うためのもの。 | P |
| (10) 課徴金制度関係経費 | 3 (-) | 3 (0) | 3 | 3 | 1、7 | ・金融商品取引法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するためのもの。 | P |
| 施策の予算額・執行額 | 227 (127) | 268 (154) | 253 | 260 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅲ-4)

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---------------|--|---------------|------------------------------|--|---------------------------|--|
| 施策名 | 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 | | | | 担当部局名 | 証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課 | | |
| 施策の概要 | 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。 【根拠】 ・金融商品取引法第51条、第56条2項 等 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成27年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 | | |
| 達成すべき目標 | 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| 1 内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施 | 内外の経済・金融環境の変化を踏まえ、効率的かつ効果的な監督を実施する。 | 27年度 | 市場仲介機能が適切に発揮されるための環境整備として、金融商品取引業者等に対する効率的かつ実効性ある監督を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 | | | | | |
| 2 [主要] 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施 | 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する。 | 27年度 | 市場仲介機能が適切に発揮されるための環境整備として、金融商品取引業者等に対する効率的かつ実効性ある証券検査を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。 | | | | | |
| 3 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携 | 政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。 | 27年度 | 市場仲介機能が適切に発揮されるための環境整備として、様々な政策課題の発生に応じ、自主規制機関と連携して各自主規制ルールの見直し等について積極的に協議・検討することが重要であることから、測定指標として選定した。 | | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| (1) 検査等一般事務費 | 26 (13) | 27 (25) | 27 | 27 | 2 | ・金融商品取引業者などに対する証券検査を行うためのもの。 | P | |
| ※再掲 (2) 証券取引等監視委員会一般事務費 | — | — | — | — | 2 | ・海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。 | — | |
| ※再掲 (3) 情報収集・分析ツール運用経費 | — | — | — | — | 2 | ・効率的かつ効果的な検査を実施するため、検査先の選定等に当たり、多様な情報源から情報を収集するためのもの。 | — | |
| ※再掲 (4) デジタルフォレンジック関連システム運用経費 | — | — | — | — | 2 | ・電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)を行うためのもの。 | — | |
| ※再掲 (5) インターネット巡回監視システム運用経費 | — | — | — | — | 2 | ・インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。 | — | |
| 施策の予算額・執行額 | 26 (13) | 27 (25) | 27 | 27 | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | | 特になし | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

| | | | | |
|--------------------------------------|--|------|--|---|
| 施策名 | 市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備 | | 担当部局名 | 公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室 |
| 施策の概要 | 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備の要否の検討、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。 | | 目標設定の考え方・根拠 | 公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】 ・公認会計士法第1条、第1条の2 等 |
| 達成すべき目標 | 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| 1 監査基準等の整備に向けた取組み状況 | 国際的な議論も踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを実施 | 27年度 | 国際的な議論も踏まえ、監査基準等の整備に向けた取組みを行う必要があることから設定。 | |
| 2 [主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 | 虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施 | 27年度 | 適正な会計監査を確保するためには、公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施する必要があることから設定。 | |
| 3 [主要] 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況 | 監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施 | 27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理レビュー制度の審査を適正に行うことによって、自主規制機関である日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの実効性の向上を促すことができる。また、品質管理レビューの結果の報告を適正に審査することによって、個々の監査法人等の問題を把握することができ、審査会が実施する検査及び報告徴収を効果的に実施することができることから設定。 ・監査法人等に対して的確に検査を実施することによって、監査法人等における業務運営上の根本的な問題に焦点を当てた検証を実施することが可能となる。このことによって、監査法人等に監査の品質管理の向上を促し、適正な会計監査の確保に資することができることから設定。 | |
| 4 海外監査監督当局との協力・連携状況 | 我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化 | 27年度 | 企業活動のグローバル化により監査業務におけるクロスボーダー化が進んでいる中であって、監査監督及び監査品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献や、情報交換の枠組み構築等に向けた二国間協議の実施等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化することは、我が国資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものであることから設定。 | |
| 5 受験者等への情報発信の拡大 | 多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大 | 27年度 | 公認会計士試験について、多様な人々が受験するよう広く周知を図る必要があることから設定。 | |
| 6 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況 | 公認会計士等の活動等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施 | 27年度 | 公認会計士は、監査証明業務の担い手としてだけでなく、企業などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。このため、平成21年以降、毎年、日本公認会計士協会や経済界等の関係者を集めて意見交換会を開催するとともに、意見交換会で策定したアクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組みが進められた結果、公認会計士等の活動領域の拡大は進んでいると考えられるものの、今後も更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられる。また、26年6月に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014」には、25年12月に金融・資本市場活性化有識者会合が公表した「金融・資本市場活性化に向けての提言」等を踏まえ、「監査の質の向上、公認会計士の魅力の向上に向けた取組を促進する。」ということが掲げられているところであり、今後も優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していくことが重要であると考えられることから設定。 | |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
|------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|--|--------|---------------------------|
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| (1) 公認会計士試験実施経費 | 75 (63) | 78 (60) | 74 | 76 | 5 | 公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。 | P | |
| (2) 諸外国における公認会計士・監査制度の実態調査経費 | - | - | - | 3 | 2 | 欧米主要国をはじめとする諸外国の公認会計士・監査制度を把握するために必要な経費。 | P | |
| (3) 懲戒処分経費(参考人等旅費) | 0.2 (0) | 0.2 (0) | 0.2 | 0.2 | 2 | 公認会計士・監査法人に懲戒処分に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任。)は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、公認会計士・監査法人に対して行うものであるが、必要に応じて、専門家の意見を求めるとの観点等から、参考人に来庁を要請することもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。 | P | |
| (4) 課徴金制度関係経費 | 2 (-) | 1 (-) | 2 | 2 | 2 | 公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。 | P | |
| (5) 監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費 | 32 (14) | 27 (15) | 28 | 32 | 3、4 | ・公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費(金融機関等検査旅費)。 ・国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費[職員旅費(外国旅費)、金融機関等検査旅費]。 | P | |
| 施策の予算額・執行額 | 109 (77) | 107 (75) | 104 | 112 | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 特になし | | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅳ-1)

| | | | | | | | | |
|--|---|---------------|--|--------|------------------------------------|--|--|---------------|
| 施策名 | 国際的な政策協調・連携強化 | | | | 担当部局名 | 総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室 | | |
| 施策の概要 | 国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献、海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応等を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。 【根拠】 ・G20ブリスベン・サミット首脳宣言(平成26年11月)等 | | |
| 達成すべき目標 | 国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること。 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| 1 金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 | 金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する。 | 27年度 | 本施策については、目標の達成度を定量的に測定する適当な指標を設定することは困難であるが、一方で、左記の状況を確認することにより、日本の国際会議への積極的な参画・貢献等の状況を一定程度把握することができるため、測定指標として選定した。 | | | | | |
| 2 [主要] 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 | 金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に関する会議には、可能な限り出席する。 | | | | | | | |
| 3 他国当局等との対話の状況 | 海外の金融当局等との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。 | | | | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 | | |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | | | | | 27年度 (百万円) |
| - | - | - | - | - | - | - | | |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | - | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | G20ブリスベン・サミット首脳宣言(平成26年11月) | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅳ-2)

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|----------------------------------|--------------------|---|---------------|--------------------------|
| <p>施策名</p> | <p>アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p> | | | | <p>担当部局名</p> | <p>総務企画局総務課国際室</p> | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むため、アジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備支援、金融・資本市場の規制緩和の促進及びアジア金融連携センター(AFPAC)のグローバル金融連携センター(仮称)への改組及びその運営等の取組みを実施する。</p> | | | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアをはじめとする新興国における事業展開の円滑化を通じ、これらの新興国の成長力を取り込む必要がある。 こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びに新興国の成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。併せて金融規制の緩和を促す。 また、環太平洋パートナーシップ(TPP)をはじめとする経済連携協定(EPA)に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図る。 【根拠】 ・「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」(25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦- (26年6月24日閣議決定)</p> | | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む。</p> | | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成28年6月</p> | | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | | | | |
| <p>1 当局間の関係強化に向けた取組状況</p> | <p>二国間金融協議やアジア/グローバル金融連携センターの運営を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保</p> | <p>27年度</p> | <p>アジア諸国をはじめとする新興国において、相手方のニーズに応じたきめ細かい金融インフラ整備支援を行うためには、往訪・来訪による意見交換の場を積極的に設けるほか、国際会議の機会等を効果的・効率的に活用して意見交換を行うことを通じて、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズの的確な把握、効果的な技術支援のあり方を見極めることが必要。そのような観点から、アジア諸国をはじめとする新興国の金融当局との協力関係を強化するための取組状況を測定指標として設定。</p> | | | | | |
| <p>2 [主要] 技術協力の実施状況</p> | <p>金融協議等を通じて決定した具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施、アジア/グローバル金融連携センターの運営</p> | <p>27年度</p> | <p>アジア諸国をはじめとする新興国の金融インフラ整備の支援を促進するに当たって、金融協議等を通じ決定された具体的な技術支援の方向性・内容に沿って、着実に技術支援が実施されることが重要であることから、その実施状況を設定。</p> | | | | | |
| <p>事務事業に関連する予算等の項目</p> | <p>予算額計(執行額)</p> | | | | <p>当初予算額</p> | <p>関連する指標</p> | <p>項目の概要等</p> | <p>平成27年行政事業レビュー事業番号</p> |
| <p>(1) 金融政策推進に必要な経費 -アジアの金融インフラ整備支援事業(平成23年度) -アジア金融・連携センター設置・運営(平成26年度)</p> | <p>24年度 (百万円)</p> <p>32 (28)</p> | <p>25年度 (百万円)</p> <p>33 (32)</p> | <p>26年度 (百万円)</p> <p>119</p> | <p>27年度 (百万円)</p> <p>169</p> | <p>1.2</p> | <p>・アジアの金融インフラ整備支援のためのアジア諸国との協議の実施、現地調査、セミナー開催等。 ・アジア金融連携センターにおいて、アジア各国の金融当局職員を継続的に受け入れ、アジア諸国の金融・資本市場における具体的な課題を学びつつ、各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供。</p> | <p>P</p> | |

| | | | | | | | | |
|------------|---|--------------|--------------|-----|-----|-----------------------------------|--|---|
| (2) | 経済協力に必要な経費 - 新興市場国を対象とした 金融行政研修(平成10年 度) - 国際開発金融機関協力 経費(平成14年度) | 101 (98) | 102 (97) | 113 | 119 | 1.2 | ・新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施。 ・各国際機関(OECD、IAIS、IOSCO)の新興市場国向け技術支援のための拠出金。 | P |
| 施策の予算額・執行額 | | 133 (126) | 135 (129) | 232 | 288 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | ・「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」(25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦- (26年6月24日閣議決定) | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅳ-3)

| | | | | | | | |
|--|--|---------------|---|---------------|-------------|---|---------------------------|
| 施策名 | 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 | | | | 担当部局名 | 総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課 | |
| 施策の概要 | 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしている。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】 ・「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年1月24日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) ・「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)等 | |
| 達成すべき目標 | 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| 1 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業 | 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施 | 27年度 | 27年度において、「規制改革実施計画」が取りまとめられる予定であるほか、「規制改革ホットライン」を通じた提案の募集も行われることから、これらをはじめとした規制改革事項等について検討作業を行っていく必要があるため。 | | | | |
| 2 ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間 | ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る。 | 27年度 | 金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するためには、法令解釈等を速やかに確認できることが望ましく、当庁としてこれを後押しする観点からも、ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応として、正確性のみでなく迅速性にも配慮した取り組みを行っていくことが有益であると考えられるため、本測定指標を選定した。 目標の水準については、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」において、「照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。(略)補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。」等とされていることを踏まえて設定したものである。 また、法令照会は必要に応じて随時行われるものであるため、当庁としても、随時、各照会案件の処理期間の適切性等を検証し、毎年度、目標等の見直しの必要性等を検討していく必要があるため、目標年度を当年度に設定した。 | | | | |
| 3 金融機関等との意見交換の会合(官民ラウンドテーブル等)の開催実績 | 金融業をめぐる課題等を踏まえて必要に応じ実施 | 27年度 | 「官民による持続的な対話」の実施状況を測るために、金融機関等との意見交換の会合(官民ラウンドテーブル等)の開催実績を測定指標として設定。金融業をめぐる課題等を踏まえて必要に応じ開催することを目標とする。 | | | | |
| 4 [主要]「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業 | 「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」を踏まえた金融・資本市場活性化策の実施 | 27年度 | 27年度において、「金融・資本市場活性化に向けた提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」に盛り込まれた金融・資本市場活性化策の実施に向けた取組を進めていくため。 | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | |
| 我が国の金融・資本市場(1)の競争力強化に向けた実態等の調査 | - | 13 (8) | 13 | 11 | 3 | 我が国金融機関・市場の競争力向上のため、金融業が抱える様々な課題について調査研究を行う。 | P |

| | | | | | | | | |
|---|---|-----------|----|---|-----|---|--|---|
| (2) 世界の国際金融センターの規制・税制に関する調査研究 | - | - | 12 | - | 1 | 世界の主要な国際金融センターにおいて、各市場の競争力向上のために政府が講じている諸施策(制度・税制)等について調査研究を行う。 | P | |
| (3) 世界の主要国際金融センター等におけるグローバル人材の確保・育成等ビジネス環境整備に係る調査研究経費 | - | - | - | - | 10 | 4 | グローバルに活動する主要な金融機関を有する世界の主要な国際金融センターにおいて、政府が講じているグローバル人材の確保・育成をはじめとする国内外の金融機関のビジネス環境の整備に係る諸施策(制度・税制)等について調査研究を行う。 | P |
| (4) 英語発信力強化のための経費 | - | - | - | - | 69 | 4 | 金融関係法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の作成・公表、英語によるワンストップでの行政手続を実現するための体制整備等、英語発信力強化のための事業(翻訳・校閲等)を行う。 | P |
| (5) ヘルスケアリート等の普及促進のための調査研究等に必要経費 | - | - | - | - | 13 | 4 | 海外におけるヘルスケアリートを取り巻く環境及び日本との比較・分析に係る調査研究を行う。 国内において、ヘルスケアリートに係るオペレーター向けの周知・啓発を行う。 | P |
| 施策の予算額・執行額 | - | 13 (8) | 25 | - | 103 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(26年6月24日閣議決定) ・「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定) 等 | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅳ-4)

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------------|-------------------------------|---------------|---|--|---------------------------|
| 施策名 | 金融行政についての情報発信の強化 | | | | 担当部局名 | 総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課 | |
| 施策の概要 | 金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要であり、大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていく。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していく。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるのが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。 | |
| 達成すべき目標 | 金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。 | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | | | | | |
| 1 [主要] 金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数 | 1億7,012万件 | 26年度 | 対前年度 比増加 | 27年度 | 【測定指標】 金融庁が発信する情報の閲覧・アクセス状況が分かるものとして、左記測定指標を選定した。 【目標値】 金融庁が発信する情報に対して国民や利用者による閲覧・アクセスが増加することにより、より多くの情報の受け手に当局としての方針や施策が伝わり、また、より多くの情報が伝わると考えられるため。 | | |
| 2 [主要] 金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数 | 523万件 | 26年度 | 対前年度 比増加 | 27年度 | | | |
| 3 新着情報メール配信サービス登録件数 | 37,311件 | 26年度末 | 対前年度 末比増加 | 27年度末 | | | |
| 4 金融庁Twitterのフォロワー数 | 27,791件 | 26年度末 | 対前年度 末比増加 | 27年度末 | | | |
| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | - | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策Ⅳ-5)

| | | | | | |
|---|--|-------------|---|--|--|
| <p>施策名</p> | <p>金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総務企画局政策課</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>金融リテラシーの向上のため、金融経済教育の推進にかかる取組みを図ることとしている。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。 ・金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 ・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 ・現在、約1,700兆円の家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産(株式、債券等)への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 【根拠】 ・消費者基本計画(22年3月閣議決定) ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(25年1月11日閣議決定) ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日公表) ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表)</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>金融リテラシーが向上すること</p> | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成28年6月</p> | |
| <p>測定指標</p> | <p>基準値</p> | <p>目標値</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>1 国民の金融知識の状況 生活設計策定の有無 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」</p> | <p>37.3%</p> | <p>50%</p> | <p>生活設計を行う上では、金融の基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するなど金融リテラシーを身に付ける必要があるため、測定指標として選定した。国民の半数が生活設計を有する家計となることを目標として設定した。</p> | | |
| <p>測定指標</p> | <p>目標</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | | |
| <p>2 [主要] 国民の金融知識の状況 金融商品の選択 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」</p> | <p>金融商品を選択するための金融知識の普及</p> | <p>27年度</p> | <p>利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できる必要があるため、測定指標として選定した。</p> | | |
| <p>3 国民の金融知識の状況 金融広報中央委員会の認知度 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」</p> | <p>金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知</p> | <p>27年度</p> | <p>金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として周知を図るため、測定指標として選定した。</p> | | |

| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
|--------------------------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|-----------------------------------|--|--------|---------------------------|
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| (1) 金融知識等普及施策のた めのパンフレット等作成経 費 | 15 (1) | 12 (9) | 12 | 12 | 1、2、3 | パンフレット等の作成・印刷・配布経費 | P | |
| (2) 金融経済教育を考えるシ ンポジウム関係経費 | 2 (1) | 2 (1) | 2 | 3 | 1、2、3 | シンポジウム等の開催経費 | P | |
| (3) 金融知識普及施策奨励経 費 | 0.2 (0.2) | 0.2 (0.2) | 0.2 | 0.2 | 1、2、3 | 金融知識普及功績者表彰に関する経費 | P | |
| 施策の予算額・執行額 | 17.2 (2.2) | 14.2 (10.2) | 14.2 | 15.2 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画(22年3月閣議決定) ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(25年1月11日閣議決定) ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日公表) ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表) | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策1-(1))

| | | | | | | | | |
|-------------------------|--|---------------|------------------------------|---------------|--|--|--------|---------------------------|
| 施策名 | 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 | | | | 担当部局名 | 総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室 | | |
| 施策の概要 | 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図るため、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みを推進するほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野における計画的任用、国際対応力の強化、官民人材交流の促進等を着実に実行します。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。 【根拠】 ・ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上) ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日) | | |
| 達成すべき目標 | 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | |
| 測定指標 | 目標 | | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| 1 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み | i) 「金融庁職員のあり方」の職員への浸透 | | 27年度 | | ・ 職員一人ひとりがあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の浸透を図ることにより、職員の資質向上が果され则认为していることから、測定指標として設定しました。 | | | |
| | ii) PDCAサイクルによる業務改善等の継続実施 | | 27年度 | | ・ 職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続することにより、職員の資質向上及び効果的かつ効率的な行政の推進が果され则认为していることから、測定指標として設定しました。 | | | |
| | [主要] iii) 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画の実行 | | 27年度 | | ・ 女性職員の採用・登用を進めるとともに、男女問わず育児・介護等により時間制約のある職員を含む全職員がその能力を最大限発揮できる職場環境を整備し、多様な働き方を可能とすることにより、多様な人材を確保することが果され则认为していることから、測定指標として設定しました。 | | | |
| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| 2 [主要] 研修等の実施状況 | 27名 | 26年度 | 30名 | 27年度 | ・ 国内外の大学院への留学や研修の充実・実施に取り組むことにより、①職員に専門知識を習得させ専門的見地からの分析能力等が養成される、②国際化する行政に対応し得る人材を育成することが果され则认为していることから、国内外の大学院への留学生数を測定指標として選定しました。当方は留学生数を30名程度とすることを目標として取組みます。 | | | |
| 3 [主要] 人材派遣等の状況 | 40名 | 26年度 | 50名 | 27年度 | ・ 国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への派遣・出向を通じて、高い専門性と幅広い視野を持った人材の育成が果され则认为していることから、国際機関や民間企業等の外部機関への派遣・出向者数を測定指標として選定しました。当方は派遣・出向者数を50名程度とすることを目標として取組みます。 | | | |
| 4 [主要] 民間専門家の在職者数 | 371名 | 26年度 | 350名超 | 27年度 | ・ 金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士等、高い専門性を有する人材を積極的に任用・登用することにより、金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政の遂行が果され则认为していることから、民間専門家の在職者数を測定指標として選定しました。当方は、26年度の水準(350名超)を維持していくことを目標として取組みます。 | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | - | 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策2-(1))

| | | | | | | | | |
|--|---|---------------|---|---------------|--|--|--------|---------------------------|
| 施策名 | 学術的成果の金融行政への導入・活用 | | | | 担当部局名 | 総務企画局政策課研究開発室 | | |
| 施策の概要 | 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学のネットワーク強化に係る取組みを図ることとしている。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | 金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏付けに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。 研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に進めていくことが必要である。 | | |
| 達成すべき目標 | 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | | | | | | |
| 1 金融経済学勉強会及び金曜ランチの開催状況 | 32回 | 26年度 | 35回 | 27年度 | ・研究者及び庁内職員等の参加を得て、定期的に開催している金融経済学勉強会及び金曜ランチ(昼休み勉強会)は、産・官・学のネットワーク強化を図る上で重要と考えられることから、その開催回数を指標として選定した。 | | | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| 2 [主要] 調査研究分析成果物の作成 | 調査研究分析の成果物を作成し、金融行政の参考となる調査研究を実施すること。 | 27年度 | ・金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に情報発信することは、学術的成果を金融行政へ導入・活用する上で、必要不可欠であると考えられることから、主要な指標として選定した。 | | | | | |
| 3 コンファレンス、勉強会・研究会等の定期的な開催、産・官・学の交流を図る機会を必要に応じて随時設定 | コンファレンス、勉強会・研究会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ること。 | 27年度 | ・コンファレンス、勉強会・研究会等を開催することで産・官・学の交流の機会を設定し、学術的成果の金融行政・実務への導入・活用及び金融行政・実務の問題・関心の学術界へのインプットという双方向の議論を行うことにより、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図ることは重要と考えられることから、指標として選定した。 | | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| 研究論文執筆関係経費 (1) 国際コンファレンス経費、 金融研究会関係経費 | 14 (7) | 13 (10) | 13 | 13 | 1,2,3 | ・諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、産官学を中心とした国際コンファレンスを開催。 ・庁内職員及び有識者を集め勉強会等を開催し、情報収集や議論を行う。 ・特別研究員等の調査・研究を研究成果報告書として取りまとめる。取りまとめた研究成果報告書については、研究をより有益なものへと高め、金融庁内外を問わず議論を喚起することが重要であることから、金融研究センターウェブサイトに掲載し積極的に情報発信を行う。 | | - |
| 施策の予算額・執行額 | 14 (7) | 13 (10) | 13 | 13 | 施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 特になし | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策3-1)

| | | | | | |
|--|---|---------------|----------------------------------|--|---|
| <p>施策名</p> | <p>金融行政における情報システムの活用</p> | | <p>担当部局名</p> | <p>総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、総務企画局総務課開発研修室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課研究開発室、監督局総務課、検査局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課、公認会計士監査審査会事務局総務試験室</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>「世界最先端IT国家創造宣言」及び「サイバーセキュリティ戦略」等に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に取り組むため、業務・システムの最適化を早期に実現し、業務の効率化を図るとともに、情報管理を強化するため情報セキュリティ対策の推進を図ります。</p> | | <p>目標設定の考え方・根拠</p> | <p>「世界最先端IT国家創造宣言」において、「IT投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現する」とこととされており、従前より当庁においても、効率化・合理化などの効果が見込まれる業務・情報システム分野において、「業務・システム最適化計画」を策定し、減量・効率化等の取組みを進めているところである。 また、当該宣言において、各府省は「重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する」とこととされている。 当庁においても、「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、情報システム改革に取り組んでいる。また、情報システム改修等に関する経費について、「政府情報システム投資計画書」を作成し、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。 「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関においては「情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上」が求められているため、当庁においても、技術的な情報セキュリティ対策の強化に加え、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組んでいる。 【根拠】 ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年●月●日閣議決定)【P】 ・「業務・システム最適化計画について」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・「政府情報システム改革ロードマップ」(平成27年3月4日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・「平成27年度政府情報システム投資計画」(平成27年●月●日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)【P】 ・「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年●月●日情報セキュリティ政策会議決定)【P】 ・「サイバーセキュリティ2015」(平成27年●月●日情報セキュリティ政策会議)【P】</p> | |
| <p>達成すべき目標</p> | <p>①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること ②情報セキュリティ対策を推進すること</p> | | | <p>政策評価実施予定時期</p> | <p>平成28年6月</p> |
| <p>測定指標</p> | <p>基準値</p> | <p>基準年度</p> | <p>目標値</p> | <p>目標年度</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> |
| <p>①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮</p> | <p>7.03億円: 21,485人 日</p> | <p>平成20年度</p> | <p>4.96億円: 12,032人 日</p> | <p>平成27年度</p> | <p>最適化計画の策定及び改定時における各システムからの経費削減等による効果を目指して選定した。 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」(平成18年3月28日(平成23年5月16日一部改定)金融庁行政情報化推進委員会決定)</p> |
| <p>①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」 ・システム運用等経費</p> | <p>32,380千 円</p> | <p>平成26年度</p> | <p>22,322千 円</p> | <p>平成29年度</p> | <p>「世界最先端IT国家創造宣言」において、「政府情報システム投資計画書」を策定し、既存システムの改修等の投資に関し、その内容及び経費の内訳、中期的な投資額見込み並びに投資対効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理を行うこととされている。 平成27年度政府情報システム投資計画書における投資事項「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」による効果指標(システム運用等経費)を目標値として選定した。 「情報通信技術(IT)関係施策に関する平成27年度戦略的予算重点方針」(平成26年7月4日内閣情報通信政策監) 「平成27年度政府情報システム投資計画書」(平成27年●月●日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)【P】</p> |

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---|--|--------|---------------------------|
| | 基準年度 | 目標年度 | 基準年度 | 目標年度 | | | | |
| 3 【主要】 ①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・情報システム数の削減 | 22システム | 平成24年度 | 12システム | 平成30年度 | 「世界最先端IT国家創造宣言」において、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速することとされている。これを受け「政府情報システム改革ロードマップ」では、2018年度(平成30年度)までに2012年度(平成24年度)に比べて情報システム数を半数近くまで削減することとされている。 本ロードマップに記載される当庁における情報システム改革後に存続する情報システム数(政府共通プラットフォームへ移行する情報システムを含む)を目標値として選定した。 「政府情報システム改革ロードマップ」(平成27年3月4日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) | | | |
| 4 【主要】 ①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減 ・スタンドアロンコンピュータの台数削減 | 243台 | 平成24年度 | 240台 | 平成30年度 | 「世界最先端IT国家創造宣言」において、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速することとされている。これを受け「政府情報システム改革ロードマップ」では、スタンドアロンコンピュータについて、その台数の縮小を図ることとされている。 本ロードマップに記載される当庁における情報システム改革後のスタンドアロンコンピュータの台数をを目標値として選定した。 「政府情報システム改革ロードマップ」(平成27年3月4日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) | | | |
| 5 ②情報セキュリティ対策の推進 ・情報管理研修の受講率 | 100% | 平成26年度 | 100% | 平成27年度 | 全職員(非常勤職員を含む)に対して、「情報管理研修」を実施し、年に1回以上受講させることとしている。 本研修の実施は情報セキュリティ対策の推進に寄与することから、本研修の受講率を測定指標として選定した。 | | | |
| 6 ②情報セキュリティ対策の推進 ・情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施 | 91.46% | 平成26年度 | 93%以上 | 平成27年度 | 情報セキュリティに関する各種規則の遵守状況について、職員自ら確認する自己点検を年に1回実施している。 職員の情報セキュリティ対策の実施状況を把握する計測する手段であることから、本点検の結果(点検項目として設定した遵守すべき事項の全てを実施している職員の割合)を測定指標として選定した。 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成26年5月19日 情報セキュリティ政策会議) | | | |
| 事務事業に関連する 予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 施策の予算額・執行額 | — | — | — | — | 施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年●月●日閣議決定)【P】 ・「業務・システム最適化計画について」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・「政府情報システム改革ロードマップ」(平成27年3月4日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) ・「情報通信(IT)関係施策に関する平成27年度戦略的予算重点方針」(平成26年7月4日内閣情報通信政策監) ・「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年●月●日サイバーセキュリティ戦略本部決定)【P】 ・「サイバーセキュリティ2015」(平成27年●月●日サイバーセキュリティ戦略本部決定)【P】 | | |

平成27年度実施施策に係る事前分析表

金融庁27(施策3-(2))

| | | | | | | | | |
|---|---|---------------|--|---------------|------------------------------|---|--------|---------------------------|
| 施策名 | 災害等発生時における金融行政の継続確保 | | | | 担当部局名 | 総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課 | | |
| 施策の概要 | 金融庁業務継続計画等を見直すとともに、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施することにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。 | | | | 目標設定の考え方・根拠 | <p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定) ・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(26年3月) | | |
| 達成すべき目標 | 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | |
| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| 1 [主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み | 「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証するなど見直しを実施 | 27年度 | 業務継続体制の充実・強化を図るには、金融庁業務継続計画等の実効性を絶えず検証するなど見直すことが重要であるため。 | | | | | |
| 2 [主要] 災害等発生時に備えた訓練 | 金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施 | 27年度 | 関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、基本動作の確認や金融庁業務継続計画等の実効性を検証することが重要であるため。 | | | | | |
| 事務事業に関連する予算等の項目 | 予算額計(執行額) | | | | 当初予算額 | 関連する指標 | 項目の概要等 | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 |
| | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 (百万円) | 27年度 (百万円) | | | | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 施策の予算額・執行額 | - | - | - | - | 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定) ・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定) | | |